

北方領土問題の早期解決に関する意見書

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島から成る北方四島は、歴史的に見ても国際法に照らしてみても、疑う余地のない我が国固有の領土であり、北方四島の返還実現は、我々に課せられた国民的課題であり、全国民の長年の悲願である。

また、北方領土問題の解決は日本とロシアとの関係を正常化し、アジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献するものである。

しかしながら、戦後65年以上を経た今日もなお、その返還が実現されていないことは、極めて遺憾なことである。

このような中、当時のメドベージェフ大統領は平成22年11月1日に国家元首としては旧ソ連時代を含め初めて北方領土の国後島を訪れ、去る7月3日には首相として再び訪れ、その際、北方四島について「ロシア領であり、一寸たりとも渡さない」と述べたと報道されている。

これに先立ち、6月18日に日露首脳会談が開かれ、北方領土交渉の再活性化に向けた合意がなされたばかりであり、「静かな環境」のもとで進めていくことでも一致し、今回の訪問はこの合意に明らかに逆行するものである。

これらロシアの動きは、我が国の北方領土返還要求を牽制し、北方領土の実効支配を鮮明にしようとするものであり、憤怒に耐えないところである。

よって、国においては、今回の北方領土への首相訪問に対して毅然たる態度を示すとともに、北方領土問題の一日も早い解決に向け、外交交渉を一層加速させ、日露両国間に真に安定的な平和友好関係を確立するため、最善の努力をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

徳島県議会議長 榎 本 孝